

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

## 「災害に際し応急的な支援を実施すること」について

平成22年8月

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室(吾郷 俊樹室長)

## 1. 政策体系上の位置付け

## 【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策中目標1 災害に際し応急的な支援を実施すること

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

## (施策小目標)

(施策小目標1) 災害に際し応急的な支援を実施すること

## (予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	871 (596)	8,464 (6,981)	310 (291)	443 (406)	200
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—		

### 3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

#### (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況（100％／毎年度）	－	－	－	100	100
達成率		－％	－％	－％	100.0％	100.0％
2	被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置／毎年度）	－	－	－	－	備考欄参照
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
<p><b>【調査名・資料出所、備考等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の指標は、災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合、速やかに避難所を設置する必要があることを示す。</li> <li>過去5年間の災害救助法の適用数は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度 38 市区町村</li> <li>平成18年度 21 市町村</li> <li>平成19年度 15 市町村</li> <li>平成20年度 11 市町</li> <li>平成21年度 7 市町</li> </ul> </li> <li>指標2については、災害の規模、発生場所、発生時間等、発災時の条件により避難所設置までの時間が異なり、一律の評価はできないため、避難所設置までの客観的な時間を下欄に記載。</li> <li>平成21年度に災害救助法が適用された災害にかかる7市町の内訳は、大雨災害7件（6市1町）であり、個別の状況については次のとおり。</li> </ul> <p>○平成21年中国・九州北部豪雨 （平成21年7月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4:18 山口県山口市、防府市に大雨洪水警報</li> <li>8:30 防府市が避難所設置</li> <li>9:28 山口市が避難勧告発令、避難所設置</li> <li>14:10 防府市が避難勧告発令</li> </ul>						

(平成 21 年 7 月 24 日)

18:37 福岡県飯塚市に大雨洪水警報

19:18 飯塚市が避難所設置

20:13 飯塚市が避難勧告発令

○平成 21 年台風第 9 号

(平成 21 年 8 月 9 日)

11:00 兵庫県宍粟市が避難所設置

14:15 兵庫県佐用町及び宍粟市に大雨洪水警報

15:27 岡山県美作市に大雨洪水警報

21:00 兵庫県佐用町が避難所設置

21:20 兵庫県佐用町が避難勧告発令

22:30 岡山県美作市が避難勧告発令、避難所設置

23:57 兵庫県朝来市に大雨洪水警報

(平成 21 年 8 月 10 日)

0:45 兵庫県宍粟市が避難勧告発令

1:15 兵庫県朝来市が避難勧告発令、避難所設置

### (指標の分析：有効性の評価)

---

○平成 21 年度に災害救助法が適用された 7 市町においては、いずれも避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されています。各都道府県知事が災害救助法の適用を行うにあたっては、適用基準に合致しているかどうかについて国が助言を行っており、また、救助法の適用後においては、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できます。

○平成 21 年 6 月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として必要な指導を行っています。

### (効率性の評価)

---

○災害救助法に基づく応急救助は、被災者に対する応急的、一時的な救助を行うものです。そのような観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、国として適切な対応を図っているものと評価できます。

○また、国庫負担の対象経費について、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な対応を図っているものと評価できます。

### (今後の方向性)

---

○来年度以降も、引き続き、災害発生時の迅速かつ適切な応急救助の実施に努めて参ります。

#### 4. 評価結果の政策への反映の方向性

---

##### (1) 予算について

---

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

##### (2) 税制改正要望について

---

特になし

##### (3) 機構・定員について

---

特になし

##### (4) 指標の見直しについて

---

特になし